

受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額の取扱い

初	版	平成16年	5月	6日
		平成16年	8月	13日
		平成17年	7月	1日
		平成17年	9月	1日
		平成18年	1月	30日
		平成18年	5月	1日
		平成19年	8月	20日
		平成20年	3月	21日
		平成21年	11月	19日
		平成26年	1月	6日
		平成30年	3月	19日
最終改正		令和元年	7月	9日

1. 機構取扱有価証券

(1) 新規取扱銘柄の上場日における評価基準額の取扱い

新規公開等に伴って保振機構の新規取扱銘柄となる場合の上場日における評価上の時価（以下「評価基準額」という。）は、原則として、当該銘柄の公募価格又は売出価格（新株予約権付社債については発行価格）といたします。

非上場会社による保振機構取扱銘柄の発行会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換によって発行される株式等が、保振機構の新規取扱銘柄となる場合の上場日における評価基準額は、原則として、上場日以前の日において上場する金融商品取引所が公表する上場日の基準値段又は板中心値段といたします。¹

株主割当てによる新株式の発行等に伴って金融商品取引所が行う発行日決済取引の決済のため、当該株主割当てによる新株式の発行等に係る新株式等が保振機構の新規取扱銘柄となる場合の取扱開始日における評価基準額は、原則として、取扱開始日の前営業日における当該新株式等の発行会社の旧株式等の最終価格といたします。²

上場投資信託受益権（ETF）の新規設定に伴い、保振機構の新規取扱銘柄となる場合の上場日における評価基準額は、原則として、上場日以前の日において上場する金融商品取引所が公表する上場日の基準値段といたします。

¹ 複数の金融商品取引所に上場する場合の基準値段（板中心値段）は、各金融商品取引所の取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とします。

² 新株式等の評価基準額については、発行日決済取引に係る決済日までの間、原則として変更しないものといたします。

(2) 株主割当てによる新株式の発行等の権利落ち日における評価基準額の取扱い

①有償増資

下記の計算式に基づいて計算した有償増資による新株式発行等の権利落ち後の価格が、権利落ち日における評価基準額（権利付最終売買日の最終価格）の70%未満となる場合には、当該日において、評価基準額に乗すべき率として下記の「有償増資調整後の掛け目」を適用するものといたします。

$$\text{有償増資による新株式発行等の権利落ち後の価格} = \frac{\text{権利付最終売買日の最終価格} + \text{新株発行価額} \times \text{新株割当率}}{1 + \text{新株割当率}}$$

$$\text{有償増資調整後の掛け目}^* = 0.70 \times \frac{\text{有償増資による新株式発行等の権利落ち後の価格}}{\text{権利付最終売買日の最終価格}}$$

※小数点以下第2位未満を切り捨て

②株式無償割当て

下記の計算式に基づいて計算した株式無償割当てによる新株式発行等の権利落ち後の価格が、権利落ち日における評価基準額（権利付最終売買日の最終価格）の70%未満となる場合には、原則として、当該日において、評価基準額に乗すべき率として下記の「無償割当調整後の掛け目」を適用するものといたします。

$$\text{株式無償割当てによる新株式発行等の権利落ち後の価格} = \frac{\text{権利付最終売買日の最終価格}}{1 + \text{新株割当率}}$$

$$\text{株式無償割当調整後の掛け目}^* = 0.70 \times \frac{\text{株式無償割当てによる新株式発行等の権利落ち後の価格}}{\text{権利付最終売買日の最終価格}}$$

※小数点以下第2位未満を切り捨て

(3) 株式併合等の場合における評価基準額の取扱い

株式併合等が行われる場合の評価額については、株式併合等の効力発生の日の前営業日において、当該評価基準額に乗すべき率を株式併合等の比率に基づいて調整し、当該調整後の率*（以下、「株式併合等調整後の掛け目」）を適用するものといたします。

※小数点以下を切り捨て

例：2：1の併合比率で株式併合を行う銘柄について、「株式併合の効力発生の日の前々営業日」における最終価格が520円であった場合には、「株式併合の効力発生の日の前営業日」の評価額は、「株式併合の効力発生の日の前々営業日」の最終価格（520円）に、株式併合等調整後の掛け目100分の35を乗じた182円といたします。

2. 国債証券

(1) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債の取扱い

分離元本振替国債及び分離利息振替国債は、分離適格振替国債の発行日の翌営業日から取り扱うことといたします。

(2) 物価連動国債の取扱い

物価連動国債につきましては、当分の間、業務方法書の取扱い別表第13項の規定に基づき、担保指定証券として預託できる国債証券から除外するものといたします。

以 上